

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 大野和光園

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 大野和光園

1. 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束等の適正化について検討する、身体拘束適正化検討委員会を設置します。

この委員会の最高責任者は理事長とします。

①設置目的

- ・身体拘束等の発生の事例に対し、発生の状況、原因、結果等を分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討します。
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。
- ・適正化策を講じた後、その効果について評価します。

②委員会の構成員

- ・施設長
- ・看護職員
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・機能訓練士
- ・栄養士
- ・介護職員
- ・精神保健福祉士
- ・嘱託医、協力医（精神科医）

③委員会の開催

- ・3カ月に1回以上開催します。
- ・必要時は随時開催します。

④各構成員の役割

【施設長】

- ・身体拘束における諸課題等の責任者
- ・介護現場における諸課題等の責任者

【看護職員】

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

【生活相談員】

- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・身体拘束等の職員教育

【介護支援専門員】

- ・利用者個々の心身の状態を把握し、利用者・家族の意向に添ったケアプラン作成
- ・チームケアの確立、ケアプランの普及・評価・見直し
- ・記録の整備

【機能訓練士】

- ・機能面からの専門的指導・助言
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

【栄養士】

- ・経管栄養から経口栄養への取り組みのマネジメント
- ・利用者の状態に応じた食事の工夫
- ・記録の整備

【介護職員】

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識
- ・利用者の尊厳の理解
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態の把握及び基本的介護の提供
- ・利用者とのコミュニケーション
- ・記録の整備

【精神保健福祉士】

- ・精神面からの専門的指導・助言
- ・利用者、家族との相談・支援

【医師】

- ・医療行為への対応
- ・看護師との連携

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護職員とその他の職員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の、適切な知識の普及・啓発及び適正化の徹底のために職員教育を行い、内容について記録します。

- ①定期的な教育研修（年2回以上）
- ②新規採用時の身体拘束廃止・改善のための研修
- ③その他必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する手順

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように。又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける

- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

（１）身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性 ②非代替性 ③一時性の３要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

身体拘束を行うことを選択した場合は拘束の方法、場所、時間帯について検討し、本人・家族等に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行う実施に努めます。

（２）利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分理解・同意が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

（３）記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式（又は、支援経過）を用いてその様子・心身の状況ややむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は５年間保管し、提示できるようにします。

（４）拘束の解除

（３）の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族等に報告します。

なお、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人・家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

５．身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

（１）身体拘束の原則禁止

施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に変わる方法はないか、常に考え、相談し、色々な方法を検討していきます。本人や家族の思いを尊重しながら最もよい方法を模索していきますが、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしない危険性の方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ・言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ・「やむを得ない」ということを理由に拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は利用者及び家族において相談室にて閲覧できます
- ・本指針は利用者及び家族が閲覧できるようにホームページ等に掲載します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくように取り組む必要があります。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・認知症高齢者というだけで、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当にやむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断していないか。本当に他に方法はないか。

※身体拘束に準じる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務です。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。